

添付法令資料 4 :

立地許可に関する 2019 年 8 月 6 日付インドネシア共和国
農地区画大臣及び国家土地庁長官規則 No.17 (目次)
同年 9 月 20 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 立地許可の対象及び主体 (第 4 条ないし第 6 条)
- 第 3 章 付与の手續及び期間
 - 第 1 節 通則 (第 7 条)
 - 第 2 節 付与の手續及び要件 (第 8 条)
 - 第 3 節 立地許可の発行 (第 9 条及び第 10 条)
 - 第 4 節 義務の履行
 - 第 1 款 土地の技術意見 (第 11 条及び第 12 条)
 - 第 2 款 義務の履行の承認 (第 13 条ないし第 18 条)
 - 第 3 款 立地許可の期間 (第 19 条及び第 20 条)
- 第 4 章 立地許可保有者の権利及び義務 (第 21 条ないし第 24 条)
- 第 5 章 モニタリング及び評価 (第 25 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 26 条及び第 27 条)
- 第 7 章 終則 (第 28 条及び第 29 条)